

令和2年9月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

令和2年10月1日(木)

[委員会の概要]

立川委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○指定管理者の公募に対する申請状況等について(資料1)

上田未来創生文化部長

この際、1点御報告させていただきます。お手元にお配りしております資料1を御覧ください。指定管理者の公募に対する申請状況等についてでございます。未来創生文化部に
おきましては、男女共同参画・交流センターの各施設につきまして、去る7月16日から、
県のホームページにおいて募集の概要を公表するとともに、募集要項等の配布を開始いた
しました。

また、8月20日及び26日、施設ごとに現地説明会を開催するなど、指定管理者の公募に
必要な手続を行い、9月16日をもって、申請書類の受付を終了したところでございます。
申請の状況といたしまして、男女共同参画交流センターのホール、展示ギャラリー等を利用
に供する業務等では1団体から、また子育て支援業務では2団体から申請があったところ
でございます。今後、提出された事業計画書などの応募書類を基に、指定管理候補者選
定委員会において審査いただき、当該施設にふさわしい指定管理候補者を選定し、次期定
例会に議案として提出したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願申し上げます。

立川委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

須見委員

何点かお伺いをいたしたいと思います。昨日の徳島新聞の報道にありましたが、10月か
ら国において、DVの相談や性被害の相談に対しての短縮ダイヤルが導入されるとの記事
を拝見いたしました。これについて県との連携も含めて、まずはその概要についてお伺い
をいたしたいと思います。

飯田男女参画・人権課長

ただいま、須見委員から国におけます短縮ダイヤルの導入についての御質問を頂いたところでございます。今、委員からもお話がございましたとおり、今回国におきまして二つの短縮ダイヤルが導入されたところでございます。

その概要についてでございます。まず一つ目にDV相談短縮ダイヤル#8008の概要についてでございますが、配偶者等からの暴力の被害者を対象とした電話相談ということで、全国共通短縮ダイヤル#8008は、「はれれば」というような語呂合わせを置いておりますけれども、この番号を導入するというところでございます。現在におきましても全国共通の電話番号、実は0570-0-55210という番号があり、ここから相談機関につながりますDV相談ナビというのを実施しているところでございますが、より相談者にとって利用がしやすいよう短く覚えやすい短縮ダイヤルを導入するものがございます。

現行のDV相談ナビにつきましては、現在、各都道府県指定の1か所に集約して電話がつながるということになっておりまして、本県におきましては徳島市内にございます中央こども女性相談センターにつながっているところでございます。こちらにつきましては、本年5月から24時間化を実施して対応を強化しているところでもございます。なお、先ほどの0570-0-55210という番号につきましては、今年度は継続する予定であると伺いをしております。

次にもう一つの短縮ダイヤル、性暴力被害相談#8891の概要についてでございます。性暴力の被害者が電話で相談をしやすくするためということで、この#8891につきましては、「はやくワンストップ」というような語呂を内閣府のほうで置いております。政府が本年6月にまとめました性犯罪性暴力対策の強化方針の一環といたしまして、国として新たに被害者支援の充実に取り組むものがございます。

本県におきましては、こども女性相談センターが県下3圏域にございますけれども、こちらに性暴力被害者支援センターよりそいの樹とくしまを設置して相談支援に当たっているところがございますが、今回の短縮ダイヤルにかけましたら、この性暴力被害者支援センターよりそいの樹とくしまの中央につながることとなっております。

須見委員

そうした全国共通の短縮ダイヤルが始まるということの背景には、新型コロナウイルス感染症の影響によって相談件数が増加したとの話もいろいろと聞いております。そこで、現在の県内における相談件数の状況、また昨年度の数字も分かりましたら併せて伺いたします。

飯田男女参画・人権課長

ただいま、須見委員から新型コロナウイルスの影響も含めて、現在の県内の相談件数についてお尋ねございました。

まず、DVのほうについてでございますが、本県では中央、南部、西部の各こども女性相談センターに加えまして、鳴門市、阿南市の配偶者暴力支援センターにおきましてDV被害者からの相談を受け付けているところでございます。今年度4月1日から8月31日までのDV相談件数についてでございますけれども、合計ですと今年度が871件、昨年度で申しますと同期は737件となっておりますので、134件の増加となり、率にいたしまして

18.2パーセントの増加といったところでございます。その中身につきましては、実は7月に若干伸び率は低くなったところではあるのですが、8月になってまた増えているという状況を見せているところでございます。

次に、もう一つの性暴力被害相談の関係でございます。こちらにつきましては、中央、南部、西部それぞれの支援センターにおいての数字といたしまして、本年4月から8月まで、中央につきましては52件、こちらは昨年度は97件でございます。南部につきましては3件、昨年度も3件でございます。西部につきましては本年度が19件、昨年度が3件ということになっておりまして合計延べ件数で申しますと、本年度が74件、昨年度が103件ということでございまして、29件の減少、28.2パーセントの減となっているところでございます。県としては、引き続きしっかり注視しながら相談支援に努めてまいりたいと考えております。

須見委員

性被害の相談は、約3割減となっているところではありますが、DVのほうは18.2パーセントの増、約2割の増加となっている。そういった状況の中におきまして、短縮ダイヤルを身近に感じて利用していただくためには、多くの県民が広く知っておかないといけない。そうしないと使えないし、意味がないと思っております。

現在、使用されております10桁の番号は非常に長くて覚えにくいし、認知度も低いということが課題になっていると記事にもありました。今回の短縮ダイヤルについて、県民への周知を県としてどのように図っていくのかをお伺いをいたします。

飯田男女参画・人権課長

ただいま、須見委員から県民の皆様に対する周知についての御質問を頂きました。まず、DV相談ナビ#8008のほうでございます。こちらにつきましては、国において明日10月2日から集中PRキャンペーンが行われることとなっております。具体的に申し上げますと、政府広報オンラインでのキャンペーンページ展開のほか、テレビCMやラジオCMの全国放送、またYouTubeやSNS上でのWEB広告やYahoo!とのタイアップ企画、ファミリーマートでのコンビニ広告などとなっているところでございます。

また、性暴力被害相談ダイヤル#8891のほうにつきましては、毎年11月12日から25日にかけて、国の男女共同参画推進本部において、女性に対する暴力をなくす運動を展開しているところございまして、今年度、性暴力をテーマとしてこの期間を中心に広報カードやホームページなどでPRを行う予定であると伺っております。

県におきましても、県のホームページはもちろんのこと、県の公式ツイッターなどで周知を行うほか、DV相談ナビ#8008につきましては10月中旬をめぐるといたしまして、国から県と市町村に対しまして、DV相談ナビカードという短縮ダイヤルのPR用の携帯カードをお送りいただくこととなっております。こちらの効果的な活用によりまして、県民の皆さんにしっかりと周知を図って、被害者への支援につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

須見委員

このウイズコロナの中におきまして、被害に悩む方々に対する相談体制を整えることが非常に重要であると考えます。センターにおける相談業務はもちろんのこと、今回導入されました短縮ダイヤルが必要とされる方にしっかりと届くように周知することが、迅速な支援にもつながると私自身は考えておりますので、県民の皆様への周知徹底を国の集中PRキャンペーンと一緒に、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、厚生労働省が本年7月に公表いたしました令和元年簡易生命表では、日本男性の平均寿命が81.41歳、女性が87.45歳と男女とも過去最高を更新しております。また、先日公表されました県内100歳以上の高齢者の数も579人、これも過去最高を更新しております。そういった中ではありますが、高齢者の方々が健康で長生きしていくためにも、介護予防の取組、特にフレイル対策が重要ではないかと考えております。県においては、フレイル予防について昨年9月から取組を開始いたしまして1年がたちます。これまでの取組の経過と、6月の一般質問で私が質問いたしましたコロナ禍におけるフレイル対策について、フレイル予防の動画作成や移動スーパーと連携した情報発信についての御答弁を頂きましたが、その答弁内容について現在の進捗状況がどのような感じなのか併せてお伺いをいたしたいと思います。

原内生涯健康室長

ただいま、須見委員からフレイル対策のこれまでの取組について御質問いただきました。加齢に伴う筋力の低下等による心身の活力の低下により、入院や要介護の危険性が高まるフレイルへの対策につきましては、運動、栄養、社会参加の三つの要素を一体的に向上させ、個々の状態に応じた機能回復を目指すフレイル予防に、県では昨年9月をキックオフといたしまして、取組を開始してちょうど約1年が経過したところでございます。

これまでの成果といたしましては、三つの市町、三好市、那賀町、藍住町をモデル地区に指定いたしまして、フレイル予防を推進するフレイルサポーターを合計78名、それと、このフレイルサポーターを専門的に支援するフレイルトレーナーを21名養成してきたところです。また、こうした取組を後押しするために、県でフレイル予防実践ガイドブックや低栄養予防支援ブックを作成いたしまして、各市町村や地域包括支援センターに配布して御活用いただいているところでございます。

また、6月議会におきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化いたしまして、通いの場における活動が自粛や縮小される中、須見委員から閉じこもりがちな高齢者の皆様に予防や改善策を分かりやすく伝えること、また、情報発信の機会に高齢者の方の生の声をお聞きして、そのニーズを反映した地域ぐるみの取組を行う必要があるのではないかと御意見を頂きまして、フレイル予防の分かりやすい動画を作成してケーブルテレビで配信を行うということと、移動スーパーと連携いたしまして健康維持に関する情報を直接お届けして具体的な困りごとをお聞きし、その声を地域の専門職と共有して課題解決につなげることを答弁させていただいたところでございます。

この進捗状況についてでございますが、現在、体操、社会参加、口腔、栄養の四つのシリーズで動画作成が終わりまして、それぞれ週3回ずつ、4週間にわたりましてケーブルテレビで放送させていただいているところでございます。具体的に言いますと、県の理学療法士会の御協力を頂いた筋力低下を予防するフレイル予防体操につきましては、6月8

日から7月9日まで放送させていただきました。

また、日本絵手紙協会の公認講師の御協力を頂いた、絵手紙でつなぐ支え合いの絆きずなをテーマに気軽にできる実践ポイント、これを8月10日から9月4日まで放送をさせていただきました。また、県歯科医師会と歯科専門学校の生徒の皆さんの御協力を頂き、出演いただき、食べる機能を維持するための口腔体操くわうの実践、これは9月21日から現在放送中でございます。また、この後ですけれども、県栄養士会の御協力を頂いた、免疫力を低下させないための低栄養予防レシピを10月下旬から放送する予定としております。また、9月3日に開催されました敬老県民のつどいにおきましては、地域で高齢福祉に活躍されている皆様や、各市町村老人クラブ連合会の皆様にDVDを配布させていただきました、地域で御活用していただいているところでございます。

さらに、移動スーパーに届けていただくチラシ、それから生の声を聞き取るアンケートの項目なども整理が終わりまして、今、周知に使う生涯健康ちゃんというキャラクターを作製いたしまして、このキャラクターののぼりと車に貼り付けるマグネットを制作しており、10月中旬からの配布開始を目指して、現在着実に進めているところでございます。

須見委員

モデル地区を指定したり、フレイルトレーナー、フレイルサポーターを養成したり、また、生涯健康ちゃんというキャラクターを作って、周知を含め様々な課題に取り組んでおります。そういった課題に対して取組をしているわけですが、その取組がどのような効果を生んだのかをしっかりと検証する必要があるのではないかと思います。

まだまだ、取組をされてから1年で、新しい取組なので期間が少ないわけですが、その取組の効果を検証するとともに、今後その取組を継続していくためにどのようにやっていくのか、御所見をお伺いしたいと思っております。

原内生涯健康室長

ただいま、須見委員からこれまでの効果と今後の取組について御質問を頂きました。昨年度、県が指定しましたモデル地区におきましては、今年度は県の事業ではなく、市町の独自の事業といたしましてフレイルサポーターが活躍を始めておりまして、フレイル予防の取組が始まっております。また、県におきましては、これまでの取組活動の報告会ですとか広報をしっかりと行いまして、フレイルサポーターの活動を見える化することにより、新たなモデル地域の構築支援に取り組むこととしております。

また、これまでの効果の表れといたしまして、県がこれまで養成してきた介護予防リーダーが県下に約1,500人いらっしゃいますが、この方々が活躍している徳島県老人クラブ連合会におきましては、各地で介護予防の牽引役けんいんとして活躍している介護予防リーダーの方を対象といたしまして、フレイルの知識や介護予防の実践について学ぶ研修会が圏域ごとに企画されまして、介護予防の機運が高まってきております。

さらに、フレイル概念の普及と介護予防活動の推進に取り組むモデル地区を、老人クラブ連合会の中で指定する動きが県内の8市町に出てきております。このような県民の皆様の主体的な取組を市町の老人クラブのみならず、市町の全体のフレイルサポーターへと発展させられるように支援してまいり、この介護予防を積極的に展開いたしまして、人生

100年時代を自分らしく生きる力を高め合い、健康でアクティブなシニアが県下一円に広がっていくように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

須見委員

適切な時期にしっかりとした支援を受けることで、健常な状態に戻れるのがフレイルの状態でありまして、健康で長生きしてもらうためにも、今後新たな取組をしっかりと継続して進めていただきたいと思います。

東条委員

コロナ禍の中で、皆さん失業されたり廃業されたりして、本当に日々生活が大変だなと思っています。その中でもひとり親家庭の方は、本当に大変な状況になっているのだろうと感じております。また、県としてもひとり親の方々の生活支援を考えられておりますが、私の知り合いですけれども、5,000円分の食品を送ってもらって、すごい良かったという話をお伺いしたのですけれども、現時点で生活支援というのはどういうふうになっているのか教えていただけたらと思います。

大井こども未来応援室長

ただいま、東条委員より6月議会でお認めを頂きましたひとり親家庭の子育て応援事業、フードパントリー事業の進捗状況について御質問を頂戴いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響によります就業環境の急変を受け、生活が一変しまして一層困難な状況となっておりますひとり親に対しまして、1日でも早く支援を届けられるよう6月議会でお認めいただきました後、直ちに県内で唯一のひとり親家庭の支援団体であります県の母子寡婦福祉連合会と委託契約を締結いたしまして、農業関係者や持続化給付金を受給されております企業から応募があった、県内82の事業者によりまして6月30日からひとり親家庭に、コシヒカリやあきさかりなどの精米、味付けのり、阿波尾鶏の加工食品、鳴門わかめ、レトルトカレーなど県産食品をお送りさせていただいているところでございます。

事業者からは、ひとり親家庭に美味しい物を食べてもらいたいと、新米がとれると早々に納品していただくなど、この事業を通してひとり親家庭に対する理解が進んでいるように感じているところでございます。また、申込み状況でございますが、事業開始後、直ちにホームページにも掲載をさせていただくとともに、各福祉事務所に配置されております母子父子自立支援員や母子寡婦福祉連合会のネットワークを活用いたしまして周知を図りますとともに、7月には児童扶養手当を受給されている方全てに対しまして、市町村や福祉事務所の御協力を頂きながら、個別にチラシをお送りさせていただいたところでございます。

9月末現在の申込者数でございますが、対象者の6割強の1,900名となっております、発送の回数につきましては、お一人当たり4回まで毎月お送りさせていただくこととしておりますが、1回目から4回目含めまして3,438回の発送を済ませているところでございます。引き続き、希望される方に速やかにこの県産食品をお届けいたしまして、一人でも多くのひとり親家庭を応援していきたいと考えております。

東条委員

すごく良い取組だと私は思っているのです。これは一人4回の申込みができるということでもよろしいのでしょうか。

大井こども未来応援室長

1回申込みを頂きましたら、毎月1回ずつ、4回継続してお送りをさせていただくようにしております。

東条委員

もらった方が自分一人がもらっていいのかなとか、周りの人でもっと大変な人がいるのではないとか、遠慮されている方もいらっしゃるようなことも伺います。それで、もう少しそういうことも周知をしていただいたらいいのではないかと思うのですが、今後の周知をどういうふうにするのかをお伺いしたいのですけれど。

大井こども未来応援室長

ただいま、東条委員より今後の周知方法について御質問を頂きました。今回対象となります児童扶養手当全部支給の方が約3,000名いらっしゃるのですけれども、この方に対しては先ほど申し上げましたとおり、県内の各福祉事務所、市町村等の御協力を頂きまして、毎年8月に児童扶養手当の現況調査があるのですが、7月に全ての方にチラシと申込書をお送りしまして、隅々まで周知はさせていただいております。ですが、先ほど委員からもお話がございましたとおり、御本人の意思で遠慮される方、またチラシに気付いていただけないような方もいらっしゃることから、10月中旬に予定しておりました締切りを、3月末の年度内に4回の発送が可能となる11月末まで延長をいたしまして、チラシをまた新たに作り、改めて個別に周知をしていきたいと考えております。

東条委員

すごく良いと思います。行政が行う画期的な取組ではないかと思うのですが、市町村や関係機関ともきちんと連携を取っていただけて、本当に周知を徹底していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それと、ひとり親の方の就労支援のことについてなのですが、ひとり親の相談状況や講習などについてもどういう取組をされているのか、教えていただけたらと思います。

大井こども未来応援室長

ただいま、東条委員よりひとり親家庭に対する就労支援の状況について御質問を頂きました。先ほどのフードパントリー事業なのですが、この事業につきましては単に食品をお送りしてひとり親家庭の生活支援を行うだけではなくて、このコロナ禍におけるひとり親家庭の孤立化を防ぎ、就労環境の変化に対して迅速に必要な支援につなげることも目的としております。今回食品をお送りいたしましたひとり親家庭からは、生活の助けになったとか、このような応援があると仕事や生活の励みになるといった声が寄せられます一方で、

仕事がなくなり就労収入が減った、収入増を目指して転職したいというような就労に関するお声も上がってきております。またそれ以外にも、子育てや子供の学習に関する悩みを抱えていることが、相談員に声として届いている状況でございます。こうした声に対しましては、本事業の委託先であります県母子寡婦福祉連合会におきまして、市町村、ハローワークなどの関係機関と連携いたしまして、ワンストップで必要な支援につなげているところでございます。

特に就労支援に関しましては、非正規雇用に限らず、ひとり親家庭が安定的な経済基盤を築くためには、資格取得が非常に有効でありますので、今年度、新型コロナウイルスの感染防止に配慮をしながら、適切に感染対策を行うことができる研修実施事業者に委託をいたしまして、介護職員の初任者研修を実施してまいりました。

しかし、今後もコロナ禍におきまして、安定した生活を営んでいくためには、就労に結び付きます資格取得の支援が必要であると考えております。今後こういう声が出てくることに備えまして、介護職員初任者研修の追加募集、それから医療事務の講習、これらの募集を新たに既決予算の範囲内で対応していこうと考えております。

このほか、ハローワーク指定の訓練講座を対象に、短時間勤務のために雇用保険がない方や転職を求めてスキルアップを希望されている方に対しまして、受講料の一部を補助する自立支援教育訓練給付金というのも構えております。

さらに、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士といったしっかりした職業に結びつく資格職について、養成機関で受講する期間の生活支援として、毎月給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業の実施等、ひとり親の自立と生活の安定を図るために、技能の習得や資格取得に向けました就労支援に取り組んでおります。

感染症の収束につきましては、まだまだ時間が掛かる見方がある中において、引き続き厳しい状況にありますひとり親とつながりまして、このような声に耳を傾けながら、きめ細かい支援をしてまいりたいと考えております。

東条委員

誠意ある答弁を頂きまして、ありがとうございます。このフードパントリー事業がきっかけで、ひとり親の方がそれぞれつながっていかれており、その中でいろんな相談を受けられたり、それから就労で困っているとか、生活がこんな状況だとかということが、それぞれ意見交換とか話ができるようなきっかけにもつながっているということなのだろうと思います。その中であって母子寡婦福祉連合会の役割というのは、すごく大きいということをお聞きして思っています。相談に来た方が行きやすく、また行こうと言えらるような、ワンストップで相談ができるという対応を今後とも是非強く要望しておきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして高齢者の関係ですけれども、1年ぐらい前のテレビ放送になると思うのですが、77歳の介護助手の方が働く所があってよかったということで、インタビューをされていたのです。介護助手になられて、働かれているというのを聞いたのですが、この状況というのは、多分人数的にはほかにも増えてきていると思うのですけれども、今どういうふうに進まれているのかを教えてください。

重田長寿いきがい課長

ただいま、東条委員から県版の介護助手制度における現在の状況等につきまして御質問を頂きました。県版の介護助手制度でございますけれども、団塊の世代が75歳以上となる2025年を控えて、介護需要の増大が見込まれておりまして、人材確保が喫緊の課題となっております。ただ、介護現場は労働の割には賃金水準も低く、慢性的な人手不足になっているという状況がございます。一方で、平均寿命の延伸に伴いまして、元気で意欲のあるシニアの方も増えてきておりまして、そうした方々の就労とか地域貢献活動などの活躍の場というのも求められているところでございました。

そこで、こうした意欲のあるシニアの方々に地域の人手不足分野でございます、介護現場で御活躍いただくための仕組みづくりということで、平成29年度に県版の介護助手制度の創設をしたところでございまして、こちらについては、これまで現役の介護職員の方が担ってきた業務を切り分けて、部屋の掃除ですとか、食事の片付け、ベッドメイク、シーツ交換等の介護の周辺業務を担っていただいております。

こちらにつきましては、平成29年度から事業を開始いたしまして、これまでに188名の方が介護助手として雇用をされているところでございます。この雇用までのスキームがまず3か月間、それぞれの施設でOJT研修をしていただくという形でございます。そのOJT研修が終わった後に、施設のほうと働かれた介護助手の方との話し合いによりまして、継続いただくかどうかを決めていくという形でございます。

今年度につきましても、今21事業所が実施事業所ということで御応募いただきまして、それぞれで採用の面接あるいは募集等を行いまして、早い施設はこの10月から研修を始めていくとお聞きしているところでございます。

東条委員

21施設で働かれている方は188名、これは介護助手になられた方が188名ということでしょうか。今働かれている方の数とかは分かるのですか。

重田長寿いきがい課長

この188名というのが、平成29年度から始めまして、平成30年度、令和元年度の3年間で介護助手として雇用された方の人数でございます。今年度につきましては、まだこれからでございます。

この188名のうち、モデル事業が終わりまして、継続でそのまま働かれている方が128名、約7割の方がそのまま継続して働かれているところでございます。

東条委員

128名の方が働かれているということで、65歳を過ぎても70歳になっても働こうと思えば働く場があるということですが、もう一つの保育分野のほうも人手がないので、その分野にもというお話もあったと思うのですが、そちらに行かれる方というのはいらっしゃるのですか。

高島次世代育成・青少年課長

保育分野におきましても、少し制度が違うのですが、保育士の人材不足が続いておりますので、保育補助者、保育支援者として、高齢者で働く意欲のある方に保育士の負担軽減を行っていただくということで、制度を昨年の6月議会でお認めいただきまして、本年度2年目で事業をいたしております。

東条委員

人数的なことは分かるのですか。

高島次世代育成・青少年課長

今年度、今現在でございますが、施設数で13施設、人数は正確ではないかもしれませんが、17名程度の方が働かれていますと聞いております。

東条委員

進む道というか、選択肢が広がるということは選ぶことができるということなので、いろんな道で働けるような施策を今後も考えていただけたらと思います。

先ほど須見委員も言われていましたけれど、人生100年時代です。みんなが生きがいを持って頑張っていけるような施策で、事業関係者とか周りの方への周知も含めて、今後は是非進めていただきたいと思います。

それともう1点なのですが、私がある町議会から相談されたのですけれども、子育て政策として今、フィンランドのネウボラという切れ目のない子育て支援を国が市町村に投げ掛けており、今、徳島では鳴門市が一番進まれているということで、藍住町にもできたようなのですけれども、徳島におけるそのほかの市町村の動きというのが分かれば教えていただきたいのですけれども。

蛭原健康づくり課長

ただいま、東条委員から子育て世代包括支援センター、通称ネウボラの県内の動きについて御質問がございました。現在、県内の子育て世代包括支援センターの設置状況につきましては、本日10月1日付けでの松茂町及び北島町の開所を加えて、現在10市町で設置が終わっている状況でございます。一応、今年度末に向けて、全市町村での設置となるよう、保健所などともいろいろと協議を行いながら設置を促進していく形でバックアップしている状況でございます。

東条委員

この事業は、国から市町村に直接ということなのですが、私は産後の母親健診はすごい大事だと思うのです。先般、女優の竹内さんが1歳前の子供さんを残して亡くなられるというような本当に悲惨な事件があって、産後うつかなということをしごく感じたときに、昔から産後については、私はすごい注意をされました。細かい仕事をしたら駄目だよとか、髪を洗ったら駄目とか、編み物をしたら駄目とかいうふうに、産後は産前よりも母親の母体というのをすごい大切にしないといけない。そういうことを考えたときに、産後2週間の健診とか1か月の健診というのは、是非県が進めていただきたい、そういうことはでき

ないのでしょうか。

蛭原健康づくり課長

ただいま、東条委員から産後の健診事業について御質問を頂きました。現在、産後の健診事業の状況ですが、これにつきましては産後2週間、それから産後1か月など、出産後間もない時期の産婦に対する健康診断ということであります。母体の身体的機能の回復や採乳状況、それと身体や精神の状況、その辺についても把握を行って、産後うつ予防、新生児への虐待とかが進まないようにするため実施する事業で、これは国の制度の中で、市町村事業の位置付けがなされております。

それで国の制度上、市町村に対する補助制度も構築されておまして、国からの補助については国が2分の1、市町村が2分の1で事業実施を行う形となっておりますが、現在、県の状況としては行っているのが鳴門市だけということになっており、進んでいない面がございます。この健診を行うに当たって、健診の支援が必要な方については、市町村が産後ケアを行いなさいという形、これをあいまって行わなければいけないというような補助金の要綱となっておりますので、そのあたりが主因となって進んでいない状況がございます。

東条委員

一般財源として一括で市町村に下りてくるから、これはこれのお金ですよというのは分からないと思うのですけれども、女性の産後健診とか、子育てに伴いずっと支援を行うネウボラという新しいフィンランドの切れ目のない子育て支援を、もっと県からも市町村に呼び掛けていただきたい。まだまだ母親一人で子育てというと、いろんな問題を抱えてしまうということもあると思うのです。それで相談ができたり、体の健診を兼ねて、そういうことが分かるというようなことは大切だと思うのです。少子化対策も含めて市町村への早急な取組というの、是非進めていただければいいと思うのです。また県でも取組ができるようだったら、それも考えていただけたらと思いますので要望しておきます。

達田委員

病児保育、病後児保育についてお尋ねをいたします。これから寒くなってきましたと、保育所などに通っておられる子供さんで、風邪をひいたり、あるいはアレルギー性鼻炎を患ったりとか、いろんな状況で体調を悪くする子供さんが多くなってくると思うのですけれども、徳島県で病児保育、また病後児保育に取り組んでいる状況をお尋ねいたします。

高島次世代育成・青少年課長

病児、病後児保育事業について、県内での実施状況の御質問にお答えいたします。病児、病後児保育事業につきましては、市町村が実施主体となって行っております。県内の実施状況といたしましては、市町村単独での実施、それと広域での利用連携を含めまして、22の自治体で現在実施しております。制度上、未実施となっております後の二つの自治体でございますが、これにつきましては医療機関、特に小児科の医師が少ないことなどによりまして協力が得られにくい状況でございますので、このことから病児、病後児保育事業の実

施は難しいところがございます。

しかしながら、これらの自治体につきましても、ファミリーサポート事業を活用するなどいたしまして病児、病後児への対応を行っていると聞いておりまして、現時点でそのニーズについて、特に支障はないと自治体のほうから伺っております。

達田委員

実施については、学童クラブと同じように市町村がするのですけれども、補助金につきましても申請等で、また病児保育の更なる発展といいますか推進という点については、県が大きく関わっていると思うのです。

それで、今県内での設置数もお話いただきましたが、病気ということでお医者さんが診てくれるというような施設がすぐにある、そういう場所で設置している所が多いと思うのです。それで今、年間の利用者数はどれぐらいあるのか。施設の規模といいますか、何人から何人までというようなことで基準があると思うのですけれども、徳島県の場合はどういう規模になっているのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

利用状況でございます。昨年度の病児・病後児保育両方合わせまして、延べ人数9,741名の方が利用されております。

それぞれの利用施設でございますが、利用定員がございます。3名の所から多い所では9名の所がございます。

達田議員

3名から9名ということなのですけれども、その場合に職員さんの配置といいますか、どういう資格の方が何名となっているのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

職員配置の状況でございます。看護師等につきましては、利用児童おおむね9人に対して1人以上で、保育士につきましては、利用児童おおむね3人に1人以上という配置基準がございます。

達田議員

この施設の場合、毎日同じ数の利用者がやってくるということはありません。病気の子供さんがいた場合で、利用したいという方が来るわけですから、日々何人ということはないと思うのですけれども、定員3人であれば3人以上預かるということとはできないと思うのですが、それにしましても一番小さな規模の施設であっても、看護師あるいは保育士の配置が必要なわけで、もし年間を通じて子供さんがほとんど来なかったとしても、人件費というのは掛かってくるわけです。

今年は特に新型コロナウイルス感染症の問題がありまして、どことも子供さんの利用が少なくなっているとお聞きをするのですけれども、昨年と比べて利用状況はどうでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

昨年と比べた今年の利用状況でございますが、先ほども御答弁させていただきましたように病児・病後児保育事業につきましては、市町村が実施主体で行っております。補助金申請の関係で年度末一括により利用状況の報告を受けているような状況でございますが、毎月の利用状況の報告は受けておりません。

ただ、新型コロナウイルス感染症の流行の中で、利用される提供体制については整っておりますが、利用される保護者の方が少々預けるのを控えておられるところがあるかのように聞いております。正確な数字ではございませんが、若干利用は減っているのではないかというような声も聞いております。

達田議員

今年は新型コロナウイルス感染症の拡大ということで大変な状況になっているのですが、この関係で言いますと、病児保育で受け入れられるのは、新型コロナウイルス感染症以外の疾患と確定できる病気の場合ですね。新型コロナウイルス感染症ではないという場合は受け入れできますよという所、それから呼吸器疾患以外の子供さんでしたら預けられますよという場合、それからインフルエンザとか、風邪とかいっても、もしかしたら新型コロナウイルス感染症かもしれないので、分からないから休みますとって休業している場合もあるということで、全国的にそういう状況なのだそうです。

それで、私も病児保育に取り組んでおられる、あるクリニックでお尋ねをいたしますと、昨年と今年にかけて大きく数が違っているのです。例えば昨年2月に105人お預かりしたのが、今年は51人で48.6パーセント、それから3月には昨年69人に対して、今年は46人で66.7パーセントになっております。実は5月には27.9パーセント、6月に54.9パーセントでちょっと持ち直してき始めたのですが、また新型コロナウイルス感染症の流行で7月になりまして、35.6パーセントになり、子供さんの利用数が落ち込んでいる。その原因については、お母さんたちが預けたらいけないのだろうと思って自粛をしているということが主な理由だったそうなのですが、それにしましても、仕事もそんなに休めないし大変だということで、祖父母がいる方はいいのですが、いない方はどうしても病児保育を利用しなければならないということで、非常に必要性は高いものだと思うのです。

そういう中で子供の利用数が減りましたら、国から入ってくる基本的なお金、それから子供の利用数に応じて入ってくるお金というのが分かれていますけれども、子供の数に応じて入ってくるお金が少なくなると、経営が大変なのにますます成り立たなくなるといいますか、運営ができなくなるのではないかと心配がされておりました。

それで7月10日に厚生労働省と内閣府から事務連絡が来ていますよね。この病児保育については今、年間の延べ利用児童数によらず一律で設定されている基本単価と年間延べ利用児童数に応じて適用される加算単価を合算した額を補助基準額として交付しているけれども、新型コロナウイルス感染症の流行の中で延べ利用児童数が大幅に減少したこともあり、これまでの取扱いでは適用される加算単価の額が減額となっていたのだけれども、減額せずに昨年と同じような人数で申請できますよ、ということが通知されたのです。

この通知というのは、病児保育をやっている市町村全てにきちんと周知をされているの

か、その点をお尋ねいたします。

高島次世代育成・青少年課長

コロナ禍におけます、利用人数が減った場合の補助金の取扱いについての御質問でございます。委員がおっしゃったとおり、令和2年7月10日付けで内閣府と厚生労働省から通知が来ております。これを受けましてすぐに市町村に通知を送っております。

達田議員

実はある市なのですけれども、施設から相談がありまして、その時には、市の担当者の方がこういう通知が来ているということはまだ知らなかったということで、非常に不安がっておりました。

ですから、市町村の担当者の方が申請をするときに、この通知を踏まえた上できちんと申請してくれないと困るということで御相談もあったのですけれども、今のところは全ての市町村にきちんと周知されているということですね。

それで、この通知の中で令和2年7月31日までに交付金申請書の提出をお願いしますよということなのですけれども、7月31日までに出ている全ての分については、児童数が減っていたとしても、去年と同じような人数で申請されているという理解でよろしいのですね。

高島次世代育成・青少年課長

委員がおっしゃった通知につきましては、9月末までの取扱いでございまして、昨日新たに内閣府と厚生労働省から12月末まで継続するという通知が来ております。

達田議員

この通知の時には、10月以降の取扱いについてどうなるか分からないという不安もあったのですけれども、一応12月末まで同じような取扱いでいきますよということですね。今後、新型コロナウイルスの感染拡大が12月末で終わればいいのですけれども、いつ終わるか分からないという状況の中で、他の保育もそうなのですけれども、病児・病後児保育についても不安定なところが非常にあると思います。

ですから、今後こういう状況が続く限り特例措置をきちんと続けていただきたいということを、県としても国にきちんと申し上げていただきたいと思うのですけれども、その点をお聞きいたします。

高島次世代育成・青少年課長

今回、12月末まで継続するという通知が来ておりますが、この中でも、令和3年1月以降の取扱いについては、また改めてお示しするという事となっております。もちろん新型コロナウイルスの感染の状況を見まして、引き続き同様の取扱いをお願いしたいと考えております。

達田議員

もう1点は先ほども申しましたが、子供が来る、来ないに関わらず職員さんというのはきちんと配置をしておかないといけないわけで、人件費や様々な経費も掛かるわけです。でも全国的にも徳島県も同じだと思いますが、事業所の約60パーセント以上が赤字ということが言われているのですけれども、補助単価といいますか、これをきちんと上げていく必要があるのではないかと思うのです。

病児保育の対応型基本分と、それから延べ利用児童数に応じた加算というのがあります。何かパッと見ると多いように思うのですけれども、一人当たりの1年間のお給料にもなかなか見合わないような基本額ですよ。これを引き上げていく必要があると思うのですけれども、これも是非、併せて要望をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

病児保育事業につきましては、一律で算定されます基礎単価、それと年間延べ利用児童数に応じて適用されます加算単価を合算して補助基準としております。基礎単価につきましては500万円程度、延べ利用児童数に応じた加算についてはそれぞれの階層となっております。

委員がおっしゃったとおり、その単価につきましては適正な単価となりますように国へも要望してまいりたいと考えております。

達田議員

病児保育、病後児保育については、これまでは子供が病気の時ぐらいは母親が休んで面倒を見たらどうなのかというような御意見も非常にあって、なかなかこの制度が実現しなかったという経緯があるわけです。今もそういう声が全くなくなったわけではありませんけれども、子供が病気だからといって休暇を取ることに好意的な雰囲気があるかといえ、なかなか社会的にそうもいかない面もあります。ほとんどの場合、母親が休んで子供を見るということになるわけですが、反対に男性に休んでくださいよと言って、休めるものかどうかという面もあると思うのです。

ですから、病児保育については本当に社会的な理解といいますか、これが本当に必要な制度であり、もっともっと発展させなければいけない制度であるのだということを、更に啓発といいますか、普及していかないといけない面があると思うのです。そういう面で、県が果たす役割というのは非常に大きいと思うのです。ですから、県民の皆さんに御理解いただくという大きな視点で、この制度を発展させていただきたいと思うのですけれども、その点をお伺いしておきます。

高島次世代育成・青少年課長

病児保育事業にかかわらず、今後とも市町村と連携いたしまして、例えば病気の児童であるとか体調不良の児童への対応を適切にすることによりまして、保護者の方の子育てと就労の両面を支援できるような形でやってまいりたいと考えております。

達田委員

是非、発展できるように取組をよろしくお願いいたします。

もう1点なのですけれども、この間から本会議でも取り上げられましたし、いろんな場面で取り上げられておりますけれども、高齢者施設における新型コロナウイルスの感染拡大時に県が登録制度を作り、別の施設から応援を派遣しますよということが言われているのですが、高齢者施設や障がい者施設につきましては、職員が不足しているため、せっかく就職しても働き続けてくれないという問題があるのですけれども、職員を余裕を持って派遣できるという施設はどれぐらいあるのでしょうか。

県全体に高齢者施設、障がい者施設がどれぐらいあって、そして職員を派遣できるという施設はどれぐらいあるのか把握しておられましたら教えてください。

重田長寿いきがい課長

ただいま、達田委員から高齢者施設の施設数及び職員の状況について御質問を頂きました。県内の入所施設でございますけれども、県が所管をしている施設でございますと342施設ございます。あと、市町村が所管している施設等を合わせまして500施設ございます。

その中で、職員が派遣できるような施設数がどれぐらいかというところでございますけれども、それぞれの施設で職員の基準を満たした上での採用や配置をされているところがございますので、そこはどこが余裕があってどこが余裕がないのかというようなものではないと考えております。

達田委員

これらの施設で職員の配置基準というのがあると思うのですけれども、その配置基準を超えて職員が配置されているという所をつかんでおられるのか、その点をお尋ねしたのです。

重田長寿いきがい課長

施設職員の配置基準は事業所種別ごとに決まっているところがございます。こうした人員の状況につきましては、それぞれの施設における運営管理体制の確立でありますとか、適切な入所者の処遇の確保、あるいは職員の確保などにつきまして、おおむね2年に1回でございますけれども実地指導を実施しております、そこで把握をしているところがございます。

達田委員

複数の介護施設で働いている何人かにお尋ねをしたのですけれども、職員体制はぎりぎりでやっているのだと、余っているという所はほとんどないですね。

そういう中で新型コロナウイルスの感染が起こった際に職員派遣をしますよと、名簿上はそれができるかもしれないけれども、実際に職員さんを派遣した場合に、派遣した施設というのは本当に人手不足の上に人手不足ということになっていくのではないかと思うのですよね。ある施設では職員は本当に足りないけれども、もし何かあった場合にはこの少ない人数でどういう体制が取れるのかということを含めてみんなで議論や検討をして、あなたはここへ行きましようとかいうことができるよう、きちんと計画も立てておられるということなのですけれども、それはぎりぎりの職員数の中で苦肉の策でやっておられるのですよね。

ですから、今おっしゃった御答弁によりますと、きちんとこれぐらいの職員が配置でき、手伝いに行けますということが分からないように思うのですけれども、これぐらいの職員は名簿登録してくれるという、きちんとした見積りはしていないのでしょうか。

重田長寿いきがい課長

先ほど御質問のあった職員派遣の関係でございますけれども、現在各団体を通じまして、職員の登録の募集をしているところでございます。

達田委員

何か起きた場合に、職員が足りないということで大きな問題になってくるわけですが、根本的には介護施設や障がい者施設の職員をきちんと増やしていくと、そして就職してくれた方がすぐに辞めてしまうというような状況ではなくて、働き続けてくれる状況を作っていく。人員がきちんといますよと、そのためには待遇の改善であるとかいろんなことをやらなければいけないと思います。給料が安い、大変な仕事だ、責任も重いということではなかなか集まってくれないと思うのですけれども、やはり職員を増やす、そして定着していただくということに行き着くのではないかと思うのです。そういう対策をもっともって強化をしていく必要があると思うのですけれども、その点についてお尋ねいたします。

重田長寿いきがい課長

介護職員の人材確保の関係について質問を頂きました。これまでも介護人材の確保、特に2025年を見据えた国の推計によりますと、本県でも介護職員が不足するという推計も出ておりますので、人材確保のために取組を進めてきております。

まず、先ほども言いました賃金関係でございます。介護職員の賃金アップにつながる処遇改善加算についてですが、これまでも国に政策提言を行ってまいりまして、数次の増額改正も行われたところでございます。

さらに、昨年10月には消費税率の引上げに伴いまして、いわゆる経験とか技能のある職員に重点化を図りながらですけれども、介護職員の更なる処遇改善を図ります特定処遇改善加算も制度化されているところでございます。こちらの取得率は、介護職員処遇改善加算ですと90.8パーセントの事業所が取っているところでございますけれども、更に引き続き実地指導ですとか、あるいは集団指導、研修会、セミナー等あらゆる機会を通じて、この加算制度の周知及び取得促進を図ってまいりたい。また、そもそもの加算制度の充実を国にも訴えてまいりたいと考えております。

また、先ほど東条委員の御質問にもお答えさしてもらいましたけれども、多様な人材の確保ということでアクティブシニアの皆様にご活躍していただく県版介護助手制度も進めているところでございまして、こちらについては受け入れた介護施設、あるいは働かれたシニアの方からも好評を頂いておりますので、引き続き強化を図ってまいりまして普及定着をさせてまいりたいと考えております。

さらに、将来の介護サービスを支える若年世代向けでございますけれども、例えば小、中、高校生のための介護教室の開催でございますとか、あるいは介護に関心を持つ未経験

者の方に知識や技術を習得していただくための入門的研修を県内各地で開催するなど、いわゆる全世代を通じた参入促進も行っているところでございます。

また、介護職員の方の働き方改革の推進や身体的、精神的負担の軽減を図るということで介護ロボットの導入促進、あるいは職場のICT化の推進などについても進めているところでございます。

さらに、介護職員の就業を促進するという事で今、介護福祉士の資格を取るために養成施設等で学んでいる方に対する修学資金の貸付制度もございまして、こちらにつきましては県内で5年間業務に従事した場合は返還免除というような部分もございます。また、一度離職した方が再就職をする場合の準備資金の貸付金という制度も設けているところがございますので、そうした制度も活用しながら、引き続き総合的な介護人材の確保対策に取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

今、医療とか介護の現場で働いておられる方はものすごく気を遣って、何か会合があっても行けない、職場以外の所で人に接触するということが固く止められております。そういうことを守りながら、非常に責任感を持って仕事をしてくださっているわけですね。そういう方々のボランティア精神に支えられて施設運営がされていると思うのです。ですから本当に一人の方に重くのしかかってくるように制度が進むのではなくて、みんながきちんと意思統一した上で、助け合いが十分できるというような状況にしていきたいなと思いますので、介護福祉施設の職員の方の待遇改善を是非図っていただきたいということをお願いして終わります。

庄野委員

私からは不妊治療の関係でお伺いしたいと思います。現在、子供が欲しくてもなかなか授からない御夫婦がいると思うのですが、今回の新しい内閣の方針として、不妊治療に保険適用を行い、それまでの間は支援の額を拡大していこうという方針が示されているようです。県内の現状について、詳細まで分かるというのは難しいかもしれないのですが、今不妊治療を受けている方、そしてその方々に対する県の助成の在り方、どのぐらいの額を何回ぐらいしているのかということ、またその方々を治療する医師の状況、さらに、例えば凍結した卵子や精子を保存しておく所も必要と思うのですが、そのあたりの状況がどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

蛭原健康づくり課長

ただいま庄野委員から、不妊治療に係りましてどれぐらいの方が受けているのか、それから医師の状況の御質問を頂いたところです。不妊治療につきましては、妊娠・出産した際の家族の喜びなど、少子化対策の観点からも非常に有効と考えております。

県においては、国の助成制度を活用いたしまして、平成16年度から不妊治療を受けた御夫婦に対して助成を行っているところでございます。令和元年度の助成実績としましては全体で945件、その実績額は全体積み上げで1億6,069万6,000円となっております。

また、医療機関の状況もお問い合わせいただいたと思います。これにつきましては、今

県内3医療機関で体外受精や凍結保存などを実施しているところでございます。

庄野委員

新聞を見させてもらいますと、現在、公的医療保険が適用されているのは不妊の原因検査や排卵誘発剤を使う治療など一部のみということです。あと、現行制度では所得制限があって730万円未満の御夫婦、そして通算6回までということです。また、体外受精と顕微授精に初回が30万円、2回目以降は15万円の公費助成ということで、この制度を使って945件、1億6,000万円余りの助成があったということでございます。

この治療を受けられている方というのは、重複しているので少し分かりにくいのかもかもしれませんが、何回か受けている方は最高どのぐらいの助成を受けられているのかということと、平成16年度から助成制度があるのですが、この治療を受けられる方は令和元年度で945件なのですけれども、最近の傾向として年々増えてきているのかどうかということも教えてください。

蛭原健康づくり課長

庄野委員から、検査の実績が増えているのか、それとどれぐらい本人が検査を受けているのかという御質問を頂きました。基本的に、不妊の治療は年1回か2回ぐらい行えると聞いております。それで先ほど庄野委員がおっしゃったとおり、40歳未満の方でしたら最高6回まで支援を行っている状況でございます。全体の件数ですが過去5年間遡らせてもらいますと、平成27年が849件、平成28年が821件、平成29年が838件、平成30年が971件、令和元年度が先ほど申し上げましたけれど945件ということで、増加傾向と見てもいいかと考えているところでございます。

庄野委員

家庭の収入等の事情で不妊治療をしたいのだけれども、なかなか難しいという方もおり、この数字に表れない数が多分あり、そういう声が多くて、今国もそうした制度を取り入れようとしているのだらうと思います。その制度がきちんと導入されて、子供が欲しい御家庭の夫婦がお金の心配が少しでもなくなり、不妊治療が受けられるということになれば、私も非常に良いなと思います。国は保険適用までの期間はなかなか時間が掛かるかもしれないので、補助率をもう少し増額することなども考えているようなので、そうした動きを的確に捉えて、県内の方々にいち早く情報が提供できるような仕組みを今後進めていっていただきたいと思っております。

それとあと、国の概算要求で教育の関係をお伺いします。新型コロナウイルス感染症の関係で学校の少人数学級を求める声が非常に高まっており、文部科学省も少人数学級を目指すということが今日の新聞に載っているのですけれども、徳島県の公立小中学校の少人数学級化というのは、35人学級等で先行してきていると思うのですけれども、今後そうした国の動き、新型コロナウイルス感染症の現状、また学校の保護者の声等を受けながら、どのような対応をしていくのかをお聞かせいただきたいと思っております。

小倉教職員課長

ただいま、庄野委員から少人数学級の御質問がございました。委員の御指摘のとおり、本県では35人の少人数学級について小学校、中学校、小1から中3までほぼ35人以下というところを独自に進めておりまして、実践してきております。

コロナ禍に限らず少人数学級によりまして、きめ細やかな指導ができたといった教育的効果もありますから、今後、国の予算の状況等を見据えて、しっかり本県としても少人数学級の良いところを取り入れたりという研究と予算の確保を目指していきたいのですが、このコロナ禍の状況ということで、国も少人数学級を一気に導入すると大変だという議論も行われております。

本県ではそれを待つことなく、例えばスクール・サポート・スタッフであるとか学習指導員の配置、こういった国の補助金も活用させていただいておりまして、今学校現場の負担軽減を図っているところでございます。そういった様々な方策を含めてしっかりと学校現場を支えていきたいと考えております。

庄野委員

現行の40人学級に対し、うちの県は35人ということで、これは進んでいると思うのですが、30人学級にしてほしいという要望もかなりあるようなので、今後30人学級を目指した考え方というのを、こんな状況ですからやってもらいたいなと思っております。教員の配置も含めた形、それから子供の人数がだんだん減ってきている状況なので、問題になるのは多分都市部ですね。例えば徳島市でしたら多くのマンモス学区というのですか、中学校でも何クラスもあるような所もありますし、そうした所に導入していくというのは有効な部分ではないかなと思います。今、概算の予算要求等が行われており、少し目に付きましたので発言をさせていただきました。今後そうした少し広い空間で、きめ細やかな勉強をしていくということも、今後の課題として考えていっていただきたいということを申し上げて終わります。

立川委員長

小休します。(12時03分)

立川委員長

再開します。(12時03分)

岡田委員

まず先に、1点目は須見委員がおっしゃっていた短縮ダイヤルの件なのですが、今短縮ダイヤルはものすごく流行していて、紛らわしくなってきております。それでお話があった#8008と#8891を間違えて押した場合、相談されている方が電話の内容によって、正しい相手先へ転送をしたり、逆にその方に連絡をするということは可能なのですか。ただし、皆さん緊急事態なので日を改めてくださいというような悠長なこと、適切でない答弁をするようなことにならないようお願いしたいのですけれど。

飯田男女参画・人権課長

ただいま、岡田委員から御指摘を頂いたところでございます。おっしゃるとおり#8で始まる番号かつ4桁でということの間違えて押してしまうということもあろうかと思いますが、結論から申しますと大丈夫でございます。どちらも中央こども女性相談センターの女性支援担当に電話が入ってまいりますので、そこはどのような内容であっても承るということにしておりますので、よろしく願いいたします。

岡田委員

それを聞いて、電話を掛ける方も番号が分からないので掛けられないとちゅうちょするのではなくて、取りあえず分かっているほうの番号に掛けて、緊急事態なので命を救う対策として掛けてもらうというような周知ができるように、是非お願いしたいと思います。

それと言ったように、実は#9000から始まるのは道路かな、それに救急車の#何番とかというのもあって、更に#8000のこども医療電話相談というのもあるのですけれど、本当に#4桁という電話番号が増えてきている。マスコミさんもいらっしゃるので、是非そのあたりを整理して周知するとともに、いろいろと連携をしてやっていただきたい。今回1回限りでパッと短縮番号を作りましたよと出していくのではなく、その後また毎回毎月いろんな角度で根気強く周知ができるような仕組みをして、是非定着できるように取り組んでいただきたい。そして、本当に困っている県民が救いの番号に掛けられる環境があることを知ってもらうところを、是非徹底して追及していただきたいなと思います。

須見委員が質問されてからずっと考えていたのですけれども、自分が議員になった時すぐに、徳島県で初めてDV被害の女性の方が亡くなったのです。その時から最前線で戦い続けてくれていた支援団体の皆様方、よりそいの樹の方たちがDV被害者に寄り添ってずっと戦ってくださっておりますが、10年を超えなかったらなかなか国は動かないのだなという実感をもものすごくかみ締めている。こういうふうな社会問題として捉えてくるようになると、被害者の方も声を上げてもいいのだ、自分たちがアクションを起こしてもいいのだというところにつながっていく。

先ほど相談件数が増えたという話をされていましたが、私としては当然増えてくれなかったらという思いです。相談件数が増えることによって、困っている方たちの声を拾ってもらおうという社会現象が起こってもらわないと困る、というのが一つ思っているところなので、相談件数が増えることは喜ばしいこととして是非捉えていただいて、問題解決に向けて取り組んでいただきたいなと思います。

それで来月11月は人権月間になっていきますので、そこで集中的にターゲットを絞って、いろんな所で困っている方たちの声を拾えるような、また児童虐待で困っている子供たちの声も拾えるような、全てひっくるめて徳島県として大きな波として取組を進めていただきたいなと思いますが、いかがですか。

飯田男女参画・人権課長

今、岡田委員から幾つか御意見を頂いたところでございます。まず、PRにつきましては、この#4桁ということでございますけれども、「はれれば」それから「はやくワンストップ」ということを継続してPRすることによりまして、皆さんに認識していただけるように努めてまいりたいと考えております。

また、件数につきましても増えたところと減ったところございますけれども、委員からお話がありましたとおり、その数が多いからどうというのではなくて、そこを見ながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

是非よろしくお願ひしたいと思ひます。そして、徳島が中心となつて被害を受けられる方の減少と被害に苦しむ方の解放につなげるように、是非積極的に取組を進めていただきたいと思ひます。

もう1点、事前委員会で鳴門病院の話をしてしまつた。鳴門病院のことをどうしてこの場で言うのかという話ですが、県東部北部において周産期医療を担っているのは鳴門病院であり、絶対に無くしてもらつては困るという観点から、特別委員会でもお話をさせていただいております。事前委員会でも保健福祉部の資料で経営が非常に厳しいというような、6年間C評価というのが全然修正されていない中間報告のような資料も出ていますけれども、その中であつて今後、鳴門病院の在り方をどのように位置付けていくのかというところ、なぜ今聞くかといつたら部長が来ているので、事前委員会には部長がいなかったので答弁が難しいかなと思つたので、課長からの答弁でもいいですが、いかかですか。

廣瀬医療政策課長

鳴門病院につきましては、地方独立行政法人ということでございまして、法に基づきまして今議会、来年度からの4年間の第3期中期目標について提出をさせていただいております。設置者であります県が4年間鳴門病院に課す目標を示しまして、今議会ですればそれが議決されましたら12月中旬をめどに鳴門病院から、より具体的な収支見込みが示された中期計画を県へ提出いただけることとなっております。

それにつきましては、県議会2月定例会に提出をさせていただいて、またそれで議決を頂くということで、県と病院との関係はそういったことになってございますけれども、鳴門、県北部の中核病院といたしまして救急医療でありますとか、周産期・小児医療につきましても引き続き中核病院としての使命を全うしていただけるように、今議会に提出します目標の中にも記載しておりますので、そういうところを担っていただきたいと考えております。

岡田委員

その話は事前委員会でも答弁いただいておりますけれども、時間が余りないので何を言いたいかというところ、県が鳴門病院という箱を買つてくれて、運営を始めてから黒字になった年というのは、あるにはあるが、最近では全然ないという報告も頂いております。

その中であつて、市民、県民の皆さんからは鳴門病院が絶対存続してほしいという部分と、周産期医療の部分で出産を受けてもらっているのが、多分鳴門市内では鳴門病院だけになっておまして、婦人科はあるのですけれども、出産は鳴門病院若しくはコネクションを持っている県内の病院を、皆さんそれぞれで選ばれているという状況になっております。また、何よりも鳴門市内での子供たちの健やかな育成と先ほど話にもあつた産後のお母さん方の状況も含めた周産期医療の充実について、是非鳴門病院に担っていただきたい

という思いがあります。

結局、報告書では経営がなかなか厳しいということがずっと出ていて、自分の所の評価もC評価になっているということがずっと続いているのですけれども、今後鳴門病院がその状況でそのまま病院としてずっと存続できるのか、また救急医療や災害医療などの政策医療的な部分を担いながら存続できるのかどうかというのを考えてもらいたい。

財政的に非常に苦しんでいる鳴門病院について、今後県として赤字の部分をどのように考えていってくれるのかということ、1点お伺いしたいのですけれども、いかがですか。

廣瀬医療政策課長

鳴門病院につきましては、平成25年度から県の病院となったわけでございますけれども、最初の2年間だけが黒字で、その後5年連続の赤字となっております。昨年度は過去最高の赤字1億9,400万円となっております、累計の赤字の繰越額が3億8,500万円といった状況でございます。

確かにそれぞれの部門、例えば整形外科につきましては、手術件数とかは増えておりますので、そういったところは大きく収益を伸ばしているのですけれども、救急であるとか、周産期といった政策的医療につきましては、その部分を切り出した場合についてはかなり厳しい状況であり、その部分の赤字を整形外科などが埋めようとしているが、それでも赤字が増えているといった状況がございます。鳴門病院が具体的な収支計画について県に提出をしまして12月までには、県としてどういったことが可能かといったことについて、事前委員会と同じような話になるのですけれども、早急に検討していきたいと考えております。

岡田委員

是非、深く掘り下げて検討していただき、鳴門病院の存続に向けて知恵を絞っていただきたいというのと、それと併せて是非、県費を投入することを検討していただきたい。そのときには入札や監査体制について、県立病院と同じような仕組みを作って県費を出していくような在り方も含めて考えていただきたい。

県費を投入して、是非救っていただきたいというのは、多分市民、県民の思いなのですが、県としても無い袖は振れないというふうにも財政的な部分を言われるので、そのあたりの部分は今ここで無理強いのを求めようとは思いませんが、鳴門病院の位置付けや鳴門病院の担っている病院としての機能という部分を是非広く考えていただきたい。

また、お医者さんの働き方改革というところが入ってくると、それはいろんなところでの誤差が生じてくるのかなというのがあります。それと新聞に載っていたコロナ禍における病院の収入減のこともあり、医療機関としてコロナ禍を生き抜いてもらって、その後の住民の福祉、県民の福祉のためにどのように病院を位置付けていくかというのは、多分今回のビジョンの中で、正に新型コロナウイルスと戦っている時、そしてアフターコロナを見据えた中での病院運営という部分を組み立てて行っていただくような計画になってくると思います。

そのあたりは非常に考えていただくとともに、実際に現場で戦っている先生方を含め、

そして看護学校までも付いている鳴門病院の特異性も含めて、いろんなところでの大きな意味で是非考えていていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

廣瀬医療政策課長

岡田委員の御指摘のとおり、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして患者さんの受診控えでありますとか、マスクや手指消毒が徹底されたことによりまして、そもそも病気にかかられる方が減ったりというところがありまして、4月から7月までの収支状況を聞いておりますけれども、やはり厳しい状況にあります。年度後半につきましても感染の拡大状況にもよると思っておりますけれども、やはり厳しいようなことが予想されますし、来年度以降の計画を立てるに当たっても、非常に不確定なところがある中で計画を立てていかなければいけないといったことをございます。そのあたりについては、県と鳴門病院でしっかりと協調しながら収支計画をできるだけ正確に立てていきたいと思っております。

なお、先ほど前段でございましたけれども、鳴門病院につきましては、平成30年度から医療機器等の購入につきまして、県から2分の1の実質的な支援を行っております。そういった形での経費負担も入っております。

県立病院でありましたら毎年度の定期監査を受ける、それに対しまして鳴門病院は財政的な支援を受けておりますので、監査事務局から3年に1回の監査を受けております。そういったところで少し県立病院とは違い、毎年度の監査を受けていないということがございますけれども、県からの各種支援補助は増えてきておりますので、そういった県が行うべき財務状況の透明性とか、入札契約制度についてもできるだけ県に沿ったような形で行っていきたくて考えております。

岡田委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。それで財務状況の透明性が出てきたら、どれだけ困窮しているかというのが逆に分かってくるのかなとも思ひます。

また、県が買ってくれて存続している独立行政法人ですが、県立病院といろいろなコネクションを持って、物品を搬入する部分とかでは、県と協調しながら料金を抑えられるというような位置付けをしてくれており、鳴門病院の運営の改善ができつつあったところです。その部分は強調しながら、県と協同していく病院として明らかにするところ、はっきりするところは明確にさせていただき、県と同じような体制づくりを是非させていただきたいと要望しておきます。また、鳴門病院の存続に向けてこれからまた審議していただくのですけれども、明るい話題になるような取組を是非お願ひしたいと思ひます。

それと時間がない中で1点、ワールドマスタースゲームズ2021関西はどのようになるのですか。先ほど高齢者の話が出ていたのですけれども、グラウンド・ゴルフなどいろいろな取組があるということで、私としては老人クラブ連合会の方たちに応援に行こうよと盛り上げておりまして、今までずっと2021年の東京2020オリンピック・パラリンピックの後にワールドマスタースゲームズ2021関西があるということをもものすごく宣伝してきたので、今ふとそのことが心配になってきております。

東京2020オリンピック・パラリンピックについては、聖火ランナーのトーチが来るのが

4月16日と17日でしたかね、肅々と情報がメディアに出てくるのですけれども、ワールドマスターズゲームズ2021関西に関しては割とどこも何も言ってくれないなというところがあります。県民の皆様方に東京2020オリンピック・パラリンピックとともにワールドマスターズゲームズ2021関西をどのように準備していってもらおうのか、それとワールドマスターズゲームズ2021関西は県民の皆さんにより近いものになってくると思うので、今後どのような取組をするのかを簡潔に教えていただけますか。

伊藤国際スポーツ局長

ワールドマスターズゲームズ2021関西でございますが、来年5月の実施開催の判断について10月末をめどに組織委員会事務局で検討されております。

それ次第でまた今後の準備を検討してまいります。新型コロナウイルス感染症拡大の状況もございますのでなかなか今一概に言うことはできませんけれども、是非そこまでお待ちいただければと思いますし、来年5月の実施が決定いたしましたら、チームを積極的に盛り上げていこうと思いますので、よろしく願いいたします。

岡田委員

分かりました。まだ今はどちらでもない、正味のところ開催は五分五分なのかな。いずれにしても、すると決まれば早く告知していただいて、開催地それぞれでゴルフであったり、ボウリングであったり、室内でする競技もありますので、そのあたりをどのようにするのかという部分と、あともう一つは外国人の方がどれぐらい入ってくるのかというところが一番皆さん心配、心配というかそれがあるからワールドマスターズゲームズになるのですが、世界中の人が来て触れ合え、地元で見ることができるということを宣伝していた私としては、是非それを実現できるように、新型コロナウイルス感染症の予防を徹底していただき、それぞれ皆さんが知恵を絞っていただいて、楽しみにしているところを生かしていけるような前向きな取組、朗報を期待して終わります。

立川委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(12時21分)